

新ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査業務委託公募型プロポーザル回答書

No.	質問事項	回答
1	<p>実施要領 6 ページ 11. ヒアリングについて⑤</p> <p>「説明は、提出済みの技術提案資料に記載した内容の範囲で行う」とありますが、提案書で説明すれば宜しいでしょうか、それともパワーポイントで説明すれば宜しいでしょうか。なお、後者の場合は、スクリーン及びプロジェクターを市様でご用意いただけますでしょうか。</p>	<p>説明の際にパワーポイント等を使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、パソコン等は提案者が用意すること。なお、提出された提案書等に基づいて行うこと。(部分拡大可)</p>
2	<p>実施要領 6 ページ 11. ヒアリングについて⑥</p> <p>「言動 (具体的な企業名や実績等)」とありますが、「実績」とは、具体的な市町村名や一部事務組合名との認識で宜しいでしょうか。なお企業を特定できない範囲での、例えば県内 A 市、B 市、C 組合などは可能でしょうか。</p> <p>また、提案書の様式 7～11 号も同様との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりとします。</p>
3	<p>参加表明書について (様式 5)</p> <p>管理技術者、照査技術者、担当技術者の実績は、照査技術者として従事した業務も認められますでしょうか。</p>	<p>照査技術者としての実績も認めます。</p>
4	<p>実施要領について (11.ヒアリングについて)</p> <p>「⑤提案内容の説明は、提出済みの技術提案資料に記載した内容の範囲で行うものとし、」とありますが、ヒアリングは提案書記載内容に準じたパワーポイントに加工した資料をもとにプレゼンテーションを行うことが可能だと考えてよろしいでしょうか。可能な場合、スクリーンやプロジェクターは貸与いただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>No.1 を参照。</p>

新ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査業務委託公募型プロポーザル回答書

5	<p>実施要領について（11.ヒアリングについて）</p> <p>「⑥説明者は企業を特定することができる服装及び言動（具体的な企業名や実績等）をしてはならない。」とありますが、提案書については何か制限はございますでしょうか（提案書については企業名や実績が明記されていても問題ないでしょうか）。</p>	<p>No.2を参照。</p>
6	<p>実施要領・4項～6.参加表明書提出について</p> <p>10月21日期限の参加表明の際に技術者調書の提出をいたしますが、後に提出する技術提案書内実施体制提出時に業務担当者の追加申請は可能でしょうか。</p>	<p>技術提案書提出時において、技術担当者の変更は不可であるが追加は可能とする。</p>
7	<p>実施要領・4項～6.参加表明書提出について</p> <p>10月21日提出期限の参加表明時提出書類の内、担当技術者の実績を証明するエビデンス資料の添付は必要でしょうか。</p>	<p>正本のみテクリス等の業務実績を証明する資料を添付すること。</p>
8	<p>仕様書について、II業務内容 第3章 新ごみ施設整備・運営検討委員会について、全体本計画内での実施工程（施設計画開始当初から開催なのか、全体計画の途中段階からなのか）をご教示下さい。</p>	<p>令和3年度から令和4年度の開催とする。</p>
9	<p>仕様書について、II業務内容 第3章 新ごみ施設整備・運営検討委員会について、委員会の概略の人員構成と、有識者を招集する場合は候補の抽出は本業務内であるかどうかをご教示下さい。</p>	<p>委員の構成は地域委員2名程度、有識者5名程度とする。また、有識者の選定は発注者との協議による。</p>
10	<p>仕様書について、II業務内容 生活環境影響調査 表1について、排水を無放流としていますが、リサイクル施設や粗大ごみ処理施設のプラットホーム洗浄排水も含め、施設全体で無放流を守るという条件であると理解してよいですか。</p>	<p>現有施設は洗浄水を再利用し無排水施設です。</p> <p>今後整備する施設も基本的に無排水施設と考えておりますが、現時点で決定しておりません。</p>